

入札（見積）を行うにあたっての注意事項

入札（見積）を行うにあたっては、大洲市契約に関する規則のほか、契約条項、関係書類、現場等を熟知のうえ応札してください。

詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

→ <http://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/zaisei/12070.html>

《入札者心得(電子入札用)をお読みください。》

→ <http://www.city.ozu.ehime.jp/uploaded/attachment/24579.pdf>

○低入札価格調査制度・最低制限価格制度について

○社会保険未加入対策について その他制度等

→ <http://www.city.ozu.ehime.jp/life/2/16/107/>

【ＩＣカードの取扱いについて】

入札にあたっては**ＩＣカードの名義等を確認した上で入札を行ってください。**

ＩＣカードに登録されている代表者や受任者、商号及び本社住所等が変更になっているにもかかわらず、変更前のＩＣカードを使用して入札に参加した場合は、**不正使用等として入札は無効となりますので注意してください。**

【設計図書の閲覧について】

入札にあたっては**必ず設計図書及び質疑回答書を閲覧し、設計内容を熟知した上で入札を行ってください。**

電子入札システムにより指名入札通知（見積通知）を受けた者が、**入札情報公開システムからの設計図書ダウンロード又は窓口閲覧のいずれも行っていない場合、その者の行った入札は無効とします。質疑回答書も同様です。設計図書がいくつかに分かれている場合、すべてダウンロードされていなければ同じく無効とします。**

システムや端末の不具合等によりダウンロードができない場合は、必ず大洲市役所財政契約課へ連絡し、窓口において設計図書の閲覧を行ってください。

設計図書の閲覧を行った上で、工事（業務）の履行が困難であると判断した場合は入札辞退を行ってください。（入札の辞退によるペナルティはありません。）

【工事費内訳書の作成について】

指名入札通知において工事費内訳書の提出を求めている工事については、入札時に工事費内訳書を提出してください。

○工事費内訳書は、設計図書に基づき作成してください。

工事費の内訳となる「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費等」などの金額を記載し、「直接工事費」についてはその内訳も記載してください。

また、最低制限価格又は調査基準価格の算定時に「直接工事費」に加算するもの（「工場製作費」等）については、対象工事設計図書に準じてその内訳を記載してください。

工事価格欄には、消費税等を除いた金額を計上してください。

工事費内訳書には入札者の所在地、商号、代表者職名および氏名を必ず記載し、日付は入札を行う日としてください。（電子入札の開札日を記載しないこと。）

工事番号・工事名は誤りのないよう記載してください。

○工事費内訳書に不備があった場合、入札を無効とすることがあります。

工事費内訳書の全部または一部が提出されていない場合。

工事費内訳書とは無関係な書類や他の工事の工事費内訳書等、当該工事の工事費内訳書以外のものが添付されている場合。

入札金額が工事費内訳書の工事価格（税抜工事費計）と一致しない場合。